

不育症検査費助成事業のご案内

令和3年4月～

不育症とは、妊娠はするけれど2回以上の流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって児が得られないことをいいます。通常でも流産は、妊娠の10～20%の頻度で起こります。この頻度は加齢とともに増加します。不育症は決してめずらしいものではありません。

市では「不育症検査」を受けたご夫婦を対象に、2万円を限度（1組の夫婦につき1回限り）に検査費を助成します。

【対象者】 次のすべての項目に該当する方が対象です。

- ① 助成申請時に法律上の婚姻をしているご夫婦または事実婚状態であるご夫婦で、夫婦の双方又は一方が鶴ヶ島市に住民登録があること。
- ② 不育症又は医師が不育症と診断していること。
- ③ 検査開始時に妻の年齢が43歳未満であること。
- ④ 埼玉県内の他の市町村から同一の不育症検査に対し助成を受けていないこと。
- ⑤ 市税に滞納がないこと。

【対象となる検査】

- ◆医療機関において実施した、医師が必要と認める不育症のリスク因子の検査。
- ◆医療保険適用・適用外を問わない。
- ◆検査開始日から終了まで1年以内に実施した検査。

【申請手続き】



提出書類

鶴ヶ島市不育症検査費助成金交付申請書（様式第1号）

添付書類

- ① 鶴ヶ島市不育症検査費助成金交付に係る実施証明書（様式第2号）
- ② 不育症検査にかかわる領収書の写し
（確認しますので、原本もご持参ください）
- ③ 助成金の振込先となる口座の通帳（確認用）
- ④ 完納証明書：市税の滞納がないことの証明書（夫・妻ともに必要）

実際に税金を納付した日から、納付があったことを市役所が確認できるまでに日数を要する場合があります。事前に完納証明書の発行できるか電話でご確認ください。

申請場所：鶴ヶ島市役所 1階総合受付窓口

手数料：1通につき200円

問合先：鶴ヶ島市役所 収納課 納税管理担当

電話049-271-1111（代表）

- ⑤ 鶴ヶ島市不育症検査費助成金請求書
- ⑥ 口座振込等申出書
- ⑦ 事実婚状態のご夫婦かつ同一世帯ではない場合は、事実婚関係に関する申立書（様式第3号）

【申請期限】

検査の終了した日から起算して60日以内に申請してください。

※60日以内に申請することが難しい場合は、ご相談ください。

【助成金の交付】

審査の結果、助成金の対象となった場合は、鶴ヶ島市不育症検査費助成金交付決定通知書を郵送し、指定された口座に助成金を振り込みます。

助成金の交付ができない場合は、その理由を記載した鶴ヶ島市不育症検査費不交付決定通知書を郵送します。



【窓口・問合せ先】

鶴ヶ島市保健センター

鶴ヶ島市脚折 1922-10

☎ 049-271-2745

※月～金曜日 8:30～17:15

（祝・休日、年末年始を除く）



不妊・不育症

専門相談窓口



★埼玉県不妊専門相談センター★

専門医が不妊に関する検査や治療などの医学的な相談（面接相談・予約制）におこたえします。

＜場所＞埼玉医科大学総合医療センター内（川越市）

＜予約電話番号＞049-228-3674（月～金曜日 14時～16時30分）

＜面談日時＞毎週火・金曜日 16時～17時30分

★不妊・不育症・妊娠サポートダイヤル★

助産師が電話でお話を伺います。

＜電話＞048-799-3613

＜相談日時＞毎週月・金曜日 10時～15時

第1、第3土曜日 11時～15時、16時～19時

いずれも祝・休日、年末年始を除く

【不妊・不育症に関する鶴ヶ島市のサポート事業】

★不妊治療費助成事業

★早期不妊検査費助成事業

詳しくは
お問合せください！

